

# 第8期の基本指針について記載を充実する事項(案)

## 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定  
基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。  
指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。  
第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

## 2 地域共生社会の実現... P 2

地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

## 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）... P 4

一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載  
自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載  
総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定  
○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）  
○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載  
○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載  
PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

## 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載  
○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

## 5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進... P 7

認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）  
教育等他の分野との連携に関する事項について記載

## 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化... P 8

介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載  
○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載  
総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載  
要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載  
○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

# 地域共生社会の実現

## 1. 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

### (1) 事業の枠組み等

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<p>本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 及び の機能を強化</p>	<p>本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例)生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる。</p>	<p>地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能</p>

対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。

新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。

新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。

国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

### (2) 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。

事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。

市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

- (3) 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方  
介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、**事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。**その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。  
現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

## 2. 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

- (1) 人材の育成や確保  
包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、**研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。**また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、**職員全体に対して研修等を行う必要がある。**事業開始後も、**人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。**
- (2) 地域福祉計画等  
新たな事業については、**地域福祉計画の記載事項**とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。
- (3) 会議体  
多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。
- (4) 都道府県及び国の役割  
**都道府県**は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。  
**国**はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

# 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

## 「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめの概要について

### 【ポイント】

- 通いの場の取組を始めとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、従来の介護保険の担当部局の取組にとどまらず多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要。
- また、こうした取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要であり、市町村・都道府県・国がそれぞれの役割を最大限に果たすべき。

### 一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等

#### ＜通いの場などの介護予防の捉え方＞

- ✓ 高齢者が関心等に応じ参加できるよう、介護保険による財政的支援を行っているものに限らず幅広い取組が通いの場に含まれることを明確化。取組を類型化し、事例集等を作成。自治体や関係者に周知。
- ✓ 役割がある形での社会参加も重要であり、ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進に加え、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化。
- ✓ ポイント付与を進めるためのマニュアルの作成等を実施。

### （１）地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方策、在り方

#### ＜連携の必要性が高い事業＞

地域支援事業の他の事業（※）との連携を進めていくことが重要。

→ 実態把握を進めるとともに、市町村において連携した取組が進むよう、取組事例の周知等を実施

※ 介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービス（サービスC）、生活支援体制整備事業

#### ＜現行制度の見直し＞

一般介護予防事業を含む総合事業の実施しやすさや利用者のサービス利用の継続性に配慮していくことが必要。

→ ・ 総合事業の対象者の弾力化  
・ 総合事業のサービスの価格の上限を定める仕組みの見直し  
・ 介護予防の取組を積極的に行う際の総合事業の上限額の弾力化等の総合事業の在り方については、本検討会での議論を踏まえ、引き続き介護保険部会等で検討

## 一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等（続き）

### （2）専門職の効果的・効率的な関与の具体的方策

#### 1）通いの場等の一般介護予防事業への専門職の関与

通いの場が住民主体であることや、専門職が限られていることにも留意しつつ、以下の取組を効果的に実施。

- 幅広い医療専門職との連携を推進するとともに、多様な専門職種や学生等の関与も期待
- 医療関係団体等との連携事例の把握やモデル事業等を実施この結果も踏まえ、具体的な連携方策を提示
- 後期高齢者医療広域連合等と連携し、高齢者の保健事業と一体的な実施を推進
- データ分析の推進や民生委員等との連携による、不参加者を把握する取組やアウトリーチ支援等の実施

#### 2）地域リハビリテーション活動支援事業の在り方

事業の質の向上を図り更なる実施を促すため、都道府県と市町村が連携し安定的に医療専門職を確保できる仕組みを構築。研修等による人材育成等もあわせて実施。

- 都道府県の役割  
都道府県医師会等と連携し、リハビリテーション協議会等の設置や充実により、地域の実情に応じた体系的な支援体制を構築
- 市町村の役割  
郡市区等医師会等と連携し、医療機関や介護事業所等の協力を得て、医療専門職を安定的に派遣できる体制の構築と関係機関の理解を促進

### （3）PDCAサイクルに沿った推進方策

#### 1）PDCAサイクルに沿った取組を推進するための評価の在り方

アウトカム指標やプロセス指標を組み合わせて評価。

今後国は指標を検討し、一般介護予防評価事業の見直し等を行うことが必要。その際、保険者機能強化推進交付金の指標と整合を図ることが望ましい。

- アウトカム指標  
個々の事業や高齢者全体の状況等を判断する指標を設定
- プロセス指標  
実施体制や関係団体の参画などの具体的な取組状況が把握できる指標を設定

#### 2）PDCAサイクルに沿った取組を推進するための方策

以下の取組をそれぞれ実施。小規模な自治体も多いため、市町村の業務負担軽減等に、十分に配慮。

- 市町村：行政内の医療専門職等が中心となり取組を実施
- 都道府県：地域の実情を踏まえた支援を実施
- 国：データ活用のための環境整備等の支援を実施  
今後通いの場等の取組に関する効果検証等を通じた、エビデンスの構築も必要

# 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～

- 2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピークを迎える一方、現役世代が急激に減少。
- このような中で社会の活力を維持、向上させつつ「全世代型社会保障」を実現していくためには、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要。介護保険制度においても、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図っていくことが必要。
- 介護予防は、高齢者本人へのアプローチに加えて、地域づくり等本人を取り巻く環境へのアプローチ（役割の創出、社会参加の実現）が重要。高齢者が地域で関わり・役割を持ちながら介護予防・健康づくりを進めていく「住民主体の通いの場」の取組等を推進。
- 介護保険制度においては、介護給付に加えて、市町村が実施する総合事業により、要支援者等に対して地域の実情に応じた多様なサービスを提供して、高齢者の介護予防・生活支援を推進。今後、高齢化の進展に対応し、地域の実情に応じたよりきめ細かい対応を行うとともに、地域のつながり機能を強化していくため、総合事業をより効果的に推進。



専門職による支援	参加支援・担い手確保	総合事業の弾力化
<ul style="list-style-type: none"> <li>○通いの場での専門職によるアセスメント・指導</li> <li>○医師会・医療機関等との連携</li> <li>○地域リハビリテーション活動支援事業の活用</li> <li>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防の取組への参加支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイント制の活用</li> </ul> </li> <li>○総合事業の担い手の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・有償ボランティアへの謝金の支出</li> <li>・ボランティア活動へのポイント付与制度</li> </ul> </li> <li>○就労的活動の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者を要支援者等に限定せず、要介護認定を受けても利用できるような弾力化</li> <li>○市町村の判断で国の設定したサービス価格の上限を弾力化</li> </ul>

保険者機能強化推進交付金を抜本的に強化して市町村の取組を支援

# 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

## 【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」※1と「予防」※2を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



## コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

対象期間：2025（令和7）年まで

## 具体的な施策の5つの柱

### ① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

### ② 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及 等

### ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

### ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進 等

### ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

# 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

## 総合的な介護人材確保対策（主な取組）

	これまでの主な対策	さらに講じる主な対策
介護職員の 処遇改善	<p>(実績)月額平均5.7万円の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月額平均1.4万円の改善(29年度～)</li> <li>月額平均1.3万円の改善(27年度～)</li> <li>月額平均0.6万円の改善(24年度～)</li> <li>月額平均2.4万円の改善(21年度～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施</li> </ul>
多様な人材 の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援</li> <li>○ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナーの実施</li> <li>◎ ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進</li> </ul>
離職防止 定着促進 生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護ロボット・ICTの活用推進</li> <li>○ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援</li> <li>○ キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ リーダー的介護職員の育成とチームケアによる実践力の向上</li> <li>◎ 介護ロボット・ICT活用推進の加速化</li> <li>◎ 生産性向上ガイドラインの普及</li> <li>◎ 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進</li> </ul>
介護職 の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進</li> <li>○ 介護を知るための体験型イベントの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する介護職の魅力等の情報発信</li> </ul>
外国人材の受 入れ環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）</li> </ul>